

カワサキ会計事務所だより

令和1年 6月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

6月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収第1期

国民健康保険税 第1期

長崎市ホームページより



消費税の軽減税率制度に伴い必要となる事業者の対応について

令和1年10月1日から消費税率の引き上げに合わせて、消費税の軽減税率制度が実施されます。事業者は日々の業務において、税率の異なる売上げや仕入れ(経費)を区分経理することが求められます。具体的には、軽減税率の対象となる商品を取り扱っている事業者(飲食良品の卸売・小売、食品製造、外食等の業種)はもとより、軽減税率の対象となる商品の売上げがない事業者や、課税事業者と取引を行う免税業者も対応が必要となる場合もあります。

		必要な対応
課税事業者	①軽減税率の対象となる商品の売上げ及び仕入れ(経費)の両方がある課税事業者 (飲食料品を取り扱う小売・卸売り業、飲食業) ②軽減税率の対象となる商品の仕入れ(経費)のみがある課税事業者 (会議や交際費、厚生費として飲食料品を購入する場合等)	①交付する請求書等は、区分請求書等へ ※令和5年10月1日からは適格請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率の異なるごとに記帳する(これを区分経理という) ※令和5年10月1日からは適格請求書等を受領する ③区分経理に基づき、申告時に税額計算 ※仕入れ(経費)のみがある課税事業者の場合には②と③の対応が必要
免税事業者	軽減税率の対象となる商品の売上げがある免税事業者	課税事業者と取引を行う場合には、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

<カワサキ会計事務所は、創業満30周年となりました>

これまでの30年!

カワサキ会計事務所は、平成元年5月に長崎市出島町にて創業し、相生町へ移転し、大浦町の現在地にて事務所ビルを購入し、令和元年5月には、創業満30周年となりました。この30年間には、いろんなできごとがありましたが、無事30周年を迎えることができましたのも、顧問先の皆様からのご指導やご鞭撻のたまものであると感謝申し上げます。

当事務所が、このように皆様から支持を受けることができましたのも、事務所職員の協力あつてのことです。職員のみならずにも感謝したいと思います。

さて、30周年を無事迎えることができたのも、「健康であること」に注意した結果ではないかと考えております。一に「人の健康」であり、一に「企業の健康=すなわち健全な経営」が「健康であること」の神髄ではないかと考えております。

そこで、当事務所の顧問先の中で、「健康づくり」に貢献している企業の中から、(NPO)対島次世代協議会様及び株式会社中嶋屋本店の商品を選び、後日感謝の気持ちを添えて、送らせて戴くこととなりました。乞うご期待!

これからの30年!

現在の体制でこれからの30年を乗り切ることは不可能です。そこで、職員とも相談し、他の税理士事務所と合併し、来るべき30年に備えたいと考えております。詳細は後日お知らせしたいと思います。よろしくご協力ください。(川崎)